

森林環境譲与税活用基本方針

矢板市
令和4年12月作成

1 基本方針作成の趣旨

森林の有する地球温暖化防止や、災害防止・国土保全、水源涵養等の様々な公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市区町村都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、平成31年4月から「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（以下、「法」という。）が施行された。

森林環境譲与税（以下、「譲与税」という。）は、法に定める範囲内（参考資料1）で、地域の実情に応じて幅広く弾力的な事業を実施することが可能な財源であるとされる。そして、用途の具体的な例として、令和4年6月に林野庁と総務省の連名による「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について」（別紙事務連絡）が示された。

そこで、これらを背景に、法の趣旨及び規定等のもと、本市の譲与税を有効活用するための基本方針を定めるものである。

2 森林と林業・木材産業の状況

本市の総面積は17,046haであり、そのうち森林面積は9,731haで森林率は57.1%を占めている。また民有林7,571haの74.3%である5,629haがスギ・ヒノキを主体とした人工林針葉樹である。

また、矢板地域の人工林の伐期が到達しつつあり、森林資源の持続可能な活用ができる時期を迎えている状況であり、森林の若返りを図ることが重要である。

そのため、市北部のたかはら林業地を中心に、主伐（皆伐）に積極的に取り組みながら、持続的な林業経営・木材産業の成長産業化を見据えた木材需要の増大化及び多様化に対応すべく、森林資源のフル活用や素材生産量の向上を図るとともに、地球温暖化防止・森林吸収源としての機能を持続的に発揮させるための、適切な森林整備を計画的に実施していく。

民有林の多くは、地元たかはら森林組合や主要林業事業者が森林経営計画を策定し、適正な森林施業が計画的に進められているが、森林経営計画の策定が進んでいない民有林もあり、整備が行き届かず公益的機能の低下等が危惧される状況にある。

こうした現状を踏まえ、平成30年7月5日「矢板市林業・木材産業成長化推進協議会」を設置し、市と市内の素材生産事業者及び製材加工事業者が一体となって、森林資源の循環利用及び矢板地域の林業・木材産業の活性化を図る取組を進めている。

また、令和2年7月1日に、森林経営管理制度及び森林環境譲与税を活用した事業のあり方について、市内林業事業者等から意見を求める「矢板市森林経営管理推進協議会」を設置し、適正な事業執行等に寄与させている。

本市は、新たに創設された森林環境譲与税の財源を活用し、適切な森林整備と林業・木材産業の成長産業化につながる取組を計画的、効果的に進めていく。

3 譲与額

法で定める譲与税は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、森林経営管理制度（参考資料2）の導入時期も踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、令和元年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与される。令和元年度から令和5年度までは、譲与額は段階的に引き上げが行われる。令和6年度からは「森林環境税」として、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を賦課、徴収することとされている。

本市への譲与額は以下のとおりである。

*** 譲与（予定）額 【令和4年1月時点】**

・ 令和元年度	:	年	12,622千円（実績）
・ 令和2年度	:	年	26,822千円（実績）
・ 令和3年度	:	年	26,676千円（実績）
・ 令和4・5年度	:	各年	34,436千円（予定）
・ 令和6年度～	:	各年	42,263千円（予定）

4 活用基本方針

① 森林整備

本市では、所有面積が10ha未満である森林所有者が全体の88%を占めるなど小規模所有者が多く、これまで、森林組合等が積極的な施業地の集約化を進めた結果、私有林の約9割について森林経営計画の策定が行われ、路網整備や伐採作業等の機械化により、利用間伐を主体とした林業生産活動が盛んに行われている。特に近年は、多品目化する木材需要への対応や林業の低コスト化、さらには、森林の若返りを図るため、主伐（皆伐）・再造林が積極的に進められている。

一方、森林所有者が不在等で所有者を確知していないなどの理由により、経営管理が長期間行われていない森林が各所に存在していることから、森林経営管理制度を活用し、整備が行き届かず「林業経営に適さない状況にある森林」については、譲与税を財源に、間伐等の森林整備を進めて森林の健全化を図るとともに、伐採木の販売により所有者の収益が見込める「林業経営に適した森林」である場合は、主伐（皆伐）・再造林等を「意欲と能力のある林業経営者（県公表）」に再委託し、持続可能な森林経営に寄与させていく。

加えて、森林整備に不可欠な林道や作業道などの維持管理や補修、森林クラウドシステムなどのデジタル技術やドローンなどの未来技術を活用した森林情報の管理、林業ICT等スマート林業の導入等に対する支援などへ譲与税を活用し、森林の有する公益的機能を維持する取り組みを進めていく。

【主な使途】

- ・ 森林経営管理制度の推進（意向調査、経営管理権集積計画策定、市町村経営管理事業（間伐等）、経営管理実施権配分計画作成）
- ・ 森林の境界確認・明確化及びその情報整理
- ・ 市管理林道維持管理事業
- ・ 林業専用道（作業道）整備に対する補助事業
- ・ 獣害等の防除対策
- ・ 森林クラウドシステム等森林情報の整備・運用
- ・ 林業ICTや未来技術導入への支援
- ・ 重要インフラ周辺の危険木等伐採への支援
- ・ 災害発生時の支障木等処理

② 人材育成

森林経営管理制度の推進により、林業の担い手は、管理の行き届いていない森林を整備していくための技術と経験が必要とされるが、高齢化や後継者不足による林業労働力の確保・育成が課題となっている。また、矢板地域を事業区域とする「意欲と能力のある林業経営者（県公表）」は5者にとどまっている状況である。

このことから、林業従事者の確保・育成が急務であり、各関係機関と連携を図りながら、譲与税を活用し、新規就業者の確保への支援、各種資格取得や安全衛生装備品への支援など、林業就業者の安定確保や人材育成に向けた取り組みを進めていく。

このほか、森林・林業に関し知識や経験のある専門的技術者を配置し、森林経営管理制度の推進や地域林業の振興を図る体制を整備する。

【主な用途】

- ・ 新規就業者の確保への支援
- ・ 就労者の各種資格取得や安全衛生装備品への支援
- ・ 高校生が参加する「林業基礎トライアル研修」への支援
- ・ 地域林政アドバイザー等の配置
- ・ 研修会の開催

③ 木材利用

平成29年10月「栃木県県産木材利用促進条例（とちぎ木づかい条例）」及び令和3年10月「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）」（「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の一部改正）では、民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進する方針が示された。

本市においても、公共建築物等における木造・木質化を推進するとともに、市全体で積極的な木材利用を促進していく。

【主な用途】

- ・ 公共施設等建築物の木造・木質化の推進
- ・ 木質バイオマス熱源利用等への支援

④ 普及啓発

森林の持つ公益的機能、森林整備の重要性について、市民の意識醸成につながる体験活動等を含めた普及啓発を実施するとともに、地域材を活用した木製品による木の良さ普及を図る。

なお、森林整備・人材育成・木材利用のいずれの施策にも相互に関連が深いことから、一体的な取組に努める。

【主な使途】

- ・ PR冊子、パンフレット等の作成
- ・ 植林体験等イベントの開催
- ・ イベント等での木製品等の配布

5 基本方針の見直し等について

本方針については、今後の国・県の動向や市の情勢の変化、また、林業・木材産業の実情や森林整備の進捗などを踏まえ、各事業について随時見直しを行い譲与税の有効活用を図っていくものとする。

【特記：関連する施策】

- ・ 矢板市森林整備計画（令和3年3月）
- ・ 矢板市林業成長産業化推進アクションプラン（令和3年3月）

(参考資料 1) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 (抄)

※ 法に定める範囲

(森林環境譲与税の用途)

第34条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

(1) 森林の整備に関する施策

(2) 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第3項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

(参考資料2) 森林経営管理法（森林経営管理制度）の概要

譲与税に合わせ施行された「森林経営管理法」（森林経営管理制度）では、森林法の規定による地域森林計画の対象森林について、市町村が経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置により、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的としている。

※ 森林経営管理制度概要

民有林 7,571ha	天然林等 1,866ha	人工林 5,705ha
	公有林等 901ha	私有林 4,804ha
	計画策定等 4,280ha	森林経営計画未策定 524ha

※出典：栃木県森林簿、市内部資料

